

過労死等防止対策の推進

資料8

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）および過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成30年7月24日閣議決定）に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

平成31年度要求額 272.1（155.5）億円

調査研究等

3.6（3.1）億円

○ 過労死等事案の分析

- ▶ 労災事案等行政の保有する情報の調査及び応用研究（実施主体：（独）労働者健康安全機構）
- ▶ 過労による事故事例の原因調査・分析（実施主体：一般公募）
- ▶ 過労死等に係る調査研究（*1）（実施主体：一般公募）
- ▶ 公務上及び公務外災害についての分析（*2）（実施主体：人事院）

○ 疫学研究等

- ▶ 過労死等の予防に係る調査研究（実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構）
- ▶ 作業関連疾患の発症等に寄与する勤務状況の因子とその影響度合いに関する研究（実施主体：一般公募）
- ▶ ストレス関連疾患の発症等に寄与する勤務状況の因子とその影響度合いに関する研究（実施主体：一般公募）

○ 過労死等の労働・社会分野の調査・分析

- ▶ 特定の業種について企業調査と労働者調査及びその研究（実施主体：一般公募）
- ▶ 会社役員及び自営業者を対象としたアンケート調査及び研究（実施主体：一般公募）

啓発

214.3（102.0）億円

○ 国民に向けた周知・啓発

- ▶ ポスター、リーフレット等多様な媒体を活用した過労死等防止に関する周知・啓発
- ▶ 安全衛生対策に積極的に取り組む企業を公表する安全衛生優良公表制度の周知啓発等を実施

○ 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施

- ▶ 労働法教育に関する学習教材及び指導マニュアルの作成、教育等指導者を対象とした授業の進め方に関するセミナーの実施
- ▶ 大学・高等学校等の学生等を対象とした労働関係法令に係る知識を付与するセミナー及び講師派遣の実施
- ▶ 中学生・高校生に対する過労死等の労働問題や労働条件の改善等の啓発のための講師派遣の実施

○ 長時間労働の削減のための周知・啓発

- ▶ 月80時間超の残業が疑われる事業場に対する監督指導等の強化等、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組を実施
- ▶ 長時間労働が疑われる事業場等に対する自主点検や戸別訪問指導の実施
- ▶ 時間外及び休日労働協定届が法令・指針に沿ったものになるよう点検及び窓口指導を実施
- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のため基準」に関するパンフレット作成、周知・啓発

○ 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発

- ▶ 事業主、労務担当者等を対象とした過重労働対策に必要な知識を付与するためのセミナーの開催や、全国一斉の「無料電話相談」など、過重労働解消キャンペーンを実施
- ▶ 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを運営

○ 勤務間インターバル制度の推進

- ▶ 勤務間インターバル制度を導入した中小事業主に対する助成金の支給
- ▶ 勤務間インターバル制度の普及促進のための広報事業を実施

○ 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

- ▶ 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業の実施及び生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言等
- ▶ 年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えた休暇取得促進等に係る広報事業の実施や地域の特性（地域のイベント等）を活かした休暇取得促進事業等の実施
- ▶ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働間等の設定の改善に取り組んだ中小企業主に対する助成金の支給（勤務間インターバル助成金を除く）
- ▶ 働き方・休み方の改善に向けた労使の自主的な取組を促進するため、その前提となる労働時間や労働契約等に関するルールに係るセミナーを開催
- ▶ 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に資する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し専門家による個別相談支援等を実施
- ▶ 働き方改革を周知・啓発するため、中小企業・小規模事業主に対する国の支援事業等について、メディアを活用した周知広報を実施

○ メンタルヘルス対策に関する周知・啓発

- ▶ 事業主に対する啓発セミナー、若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス啓発教育の実施
- ▶ ストレスチェック及び面接指導を行う医師・保健師等に対する研修の実施
- ▶ 産業保健スタッフ及び管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施

○ 職場のハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

- ▶ ハラスメントの予防・解決のために、ポータルサイトの運営、ポスター等の作成配布、パワーハラスメント対策導入マニュアルの周知

○ 商慣行・勤務環境を踏まえた取組の推進

- ▶ 業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策の実施
- ▶ トラック運転者の労働時間改善に向けた、改善ハンドブックの作成や、専門家による荷主及びトラック事業者に対するコンサルティングの実施
- ▶ 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のため、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援の実施。
- ▶ タスクシフティング等の先進的な取組を行う医療機関に対する補助を行うとともに、医療関係団体による好事例の普及等の支援を実施
- ▶ 医師の働き方改革に向けた地域リーダー育成や病院長研修の実施、医療機関への適切なかかり方等の国民への周知啓発を実施

○ 若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者等への取組の推進

- ▶ メンタルヘルス・ポータルサイトの充実及び過重労働による健康障害に関する電話相談・メール相談及びSNSを活用した相談の実施
- ▶ 治療と職業生活の両立支援に係る疾患別サポートマニュアル・企業連携マニュアルの作成

○ 公務員に対する周知・啓発等の実施

- ▶ 働き方改革に係る各地方公共団体に共通の課題について、具体的・実践的な取組手法を検討する女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会の実施(*1)
- ▶ 地方公共団体における働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介(*1)
- ▶ 勤務時間・休暇制度の適正な運用の確保を図るため、担当者に対して説明会等を実施(*2)
- ▶ 一般職の国家公務員への周知・啓発のため、ガイドブック・e-ラーニング教材を作成・配布(*2)
- ▶ 職員の心の健康づくり対策として、担当者に対して研修等を実施(*2)
- ▶ 長時間勤務を行った職員に対する健康確保措置の支援(*2)
- ▶ ワークライフバランス推進強化月間、管理職の意識の変革のための「女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー」、「働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係る管理職員向けeラーニング」等を実施(*3)
- ▶ メンタルヘルスの基礎知識や不調者への実際の対応方法を習得させる「管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー」を実施(*3)
- ▶ 新任管理者等へのe-ラーニングを用いたメンタルヘルス講習、ハラスメント防止講習(*3)
- ▶ 業務改善に集中的に取り組むモデル自治体等において、各学校における勤務時間管理の徹底をはじめ、教員の業務の見直し、意識改革のための研修等、業務改善の取組を推進する実践研究事業を実施し、業務改善の実践等を全国に発信。(*4)

相談体制の整備等

52.7 (49.0) 億円

○ 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置

- ▶ 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策等の産業保健活動への支援事業の実施
- ▶ 夜間・休日の相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の実施
- ▶ メンタルヘルス・ポータルサイトの充実並びに過重労働等による健康障害に関する電話相談、メール相談及びSNSを活用した相談の実施

○ 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施

- ▶ 過労死等防止対策に係る産業医等人材育成事業の実施（実施主体：産業医科大学）
- ▶ ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する専門的研修の実施

○ 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施

- ▶ 産業保健スタッフ及び管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施

○ 公務員に対する相談体制の整備等

- ▶ 一般職の国家公務員に対して、専門の医師等が相談に応じる「こころの健康相談室」を開設(*2)
- ▶ 心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」を開設(*2)
- ▶ 各府省等に配置されているカウンセラーの能力向上を図る「各府省等カウンセラー講習会」の実施(*3)

○ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

- ▶ 過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連動したシンポジウムを全ての都道府県で開催

○ シンポジウム以外の活動に対する支援

- ▶ 過労死遺児等を対象とした交流会の開催

(注1) 平成31年度要求額後の()内の数値は平成30年度予算額。

(注2) 各事項の要求額等はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しない。

(注3) 事項名に付した(*)について、(*1)は総務省所管、(*2)は人事院所管、(*3)は内閣官房内閣人事局所管、(*4)は文部科学省所管で、(*)を付していない事項は厚生労働省所管のものである。

(注4) 大綱の「労働行政機関等における対策」に関する予算については、別途計上